

4. 經營企画委員会 關係資料

○設置要綱

○委員名簿

○經過報告



経営企画委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人岡山県社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、本会の法人経営に関する推進方策について、専門的な見地から検討を行うことを目的に、経営企画委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 委員会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 経営・活動計画の策定及び評価に関すること
- (2) 新規事業の実施及び既存事業の見直し検討に関すること
- (3) その他、法人経営の重要な事項に関すること

(委員)

第3条 委員会の委員の構成は、幅広く福祉関係者の中から、本会会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 委員会に委員の互選による委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長は委員会を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集し、議長を務める。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求め、意見を徴収することができる。

(委員の報酬等)

第7条 委員が委員会への出席をはじめ委員会業務を行うときは、委員の報酬として11,500円を支弁するとともに、本会事務局職員旅費規程に基づく交通費を支払う。但し、公務員を除く。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属	備 考
◎山 本 浩 史	新見公立大学 健康科学部 地域福祉学科 教授	学識経験者
○福 原 文 徳	社会福祉法人日本原荘 理事長 (岡山県社会福祉法人経営者協議会 副会長)	施設経営 社会福祉法人 施設関係者
國 米 みどり	社会福祉法人真庭市社会福祉協議会 事務局長	市町村社協
平 木 由 美	岡山県民生委員児童委員協議会 常任理事 (玉野市民生委員児童委員協議会 会長)	民生委員児童委員
北 野 博 史	岡山県手をつなぐ育成会 事務局長	社会福祉団体関係者
上 原 毅	日本赤十字社岡山県支部 事務局長	社会福祉団体関係者
浅 野 誠一郎	公益財団法人 岡山県産業振興財団 総務部 部長	学識経験者

◎委員長 ○副委員長

※所属等は令和5年3月現在



経過報告

回数	開催年月日	場所	内 容
第 1 回	R4. 8. 1	きらめき プラザ (WEB 併用)	①第 7 次経営・活動計画内部評価書(平成30年度～ 令和 4 年度)について
第 2 回	R4. 9. 5	きらめき プラザ (WEB 併用)	①第 7 次経営・活動計画内部評価書(平成30年度～ 令和 4 年度)について ②第 8 次経営・活動計画の体系(案)について
第 3 回	R4. 10. 21	きらめき プラザ (WEB 併用)	①第 8 次経営・活動計画(案)について
第 4 回	R4. 11. 18	きらめき プラザ (WEB 併用)	①第 7 次経営・活動計画の答申について ②第 8 次経営・活動計画の策定について
第 5 回	R5. 2. 24	きらめき プラザ (WEB 併用)	①令和 5 年度事業計画(案)について

